

●姫路市訪問看護師・介護員離職防止等対策事業●

1 補助事業の概要

(1) 目的

訪問看護師等が介護サービスを提供するのに当たり、暴力行為等の対策として複数名でのサービスの提供が必要となる場合であって、利用者又は家族等の同意が得られないことにより複数名訪問加算等を算定することができない事業者に対し、複数名訪問加算等に相当する額の一部を補助することで、訪問看護師等の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とします。

(2) 補助事業対象者

①～③の要件を全て満たす場合です。

- ① 兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定介護予防訪問看護事業所、指定訪問介護事業所
- ② 姫路市の被保険者にサービスを提供していること。
- ③ 暴力行為等の解決に向けた取組又は被害の軽減を図るための対応を行っていること。

(3) 補助対象サービス

①～③の要件を全て満たす場合です。

- ① 訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為等（具体例は後述）のため、複数名での訪問が必要であると第三者※から認められること。
※第三者：利用者の主治医等の医師、利用者を担当する介護支援専門員等
- ② 複数名でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があること。
※2人訪問加算等の利用者等への同意の依頼は必須要件となり、事業者が実施していなければ、補助対象事業者とはなりません。
- ③ 複数名訪問加算等を算定していないこと。

(4) 補助額

補助額 = 補助基準額 × 2/3（10円未満切り捨て）

※補助基準額の1/3は事業所負担となります（2/3は姫路市と兵庫県で補助します）

① 補助基準額

補助対象サービスの提供回数 × 補助基準単価

ただし、訪問介護における2人訪問のメニュー（ひょうごケア・アシスタントを含む）を複数、同時に算定することはできません。

② 補助基準単価

訪問看護、介護予防訪問看護	
2人の看護師等による訪問看護（30分未満）	1回につき 2,540 円
2人の看護師等による訪問看護（30分以上）	1回につき 4,020 円
看護師等及び看護補助者による訪問看護（30分未満）	1回につき 2,010 円

看護師等及び看護補助者による訪問看護（30分以上）	1回につき 3,170 円
訪問介護	
2人の訪問介護員による訪問介護（20分未満）	1回につき 1,630 円
2人の訪問介護員による訪問介護（20分以上 30分未満）	1回につき 2,440 円
2人の訪問介護員による訪問介護（30分以上 1時間未満）	1回につき 3,870 円
ひょうごケア・アシスタントによる訪問介護	
1人の訪問介護員と1人のひょうごケア・アシスタントによる訪問介護（20分未満）	1回につき 372 円
1人の訪問介護員と1人のひょうごケア・アシスタントによる訪問介護（20分以上 30分未満）	1回につき 558 円
1人の訪問介護員と1人のひょうごケア・アシスタントによる訪問介護（30分以上）	1回につき 1,116 円

※市予算の範囲内とします。

2 事務手順及び提出資料

※様式は本市ホームページからダウンロードしてください

(1) 事前協議【事業所】

姫路市へ下記書類を提出します。

① 事前協議書（様式第1号）

※2人訪問加算の同意依頼は必須

特記事項に暴力行為等の抑止の働きかけの依頼記録や担当者交替等の取組とその結果を具体的に記入します。訪問看護記録やサービス提供の記録等に記載があれば、代用可能です。

② 関係書類

・暴力行為等の内容が確認できる記録又は第三者が作成した意見書類

(例) 医師による2人訪問の指示書、2人訪問の必要性が記載されたケアプラン

※後述の補助対象とならない利用者・暴力行為に該当する場合、訪問看護師等に重大な危害を及ぼす可能性が低いと考えられることから、原則補助対象となりません（ただし、個別の事情により危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は補助対象となります）。

(2) 事前協議内容の確認【市】

姫路市で事前協議の内容を審査・判定し、判定結果を事業所へ連絡します。

※姫路市から兵庫県へ事前着手承認申請を別途提出します。

(3) 交付申請【事業所】

姫路市へ下記書類を提出します。

① 補助金交付申請書（様式第3号）

② 事業計画書（様式第4号）

③ 収支予算書（様式第5号）

(4) 交付決定通知【市】

姫路市で交付申請書等を確認し、交付決定を事業所へ通知します。

(5)-1 現況報告【事業所】 ※＜利用者等からの暴力行為等＞の場合のみ報告が必要です

補助対象となった事業者は定期的に、利用者等の暴力等の状況及び事業者の対応状況を記載した現況報告書を提出します。

(提出物)

① 現況報告書（様式第 12 号）

(提出時期)

年 1 回、補助対象期間（補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の 3 月末日）のおおむね半期に当たる時期頃に提出します。（ただし、補助対象期間が 3 か月以内の場合は、報告書の提出は不要）。翌年度は 9 月中に提出します。

(時期の例)

初訪問日	R7.4.1	R7.7.1	R7.10.1	R7.2.5
現況報告日	R7.9 中	R7.10～11 中	R7.12 中	提出不要

(5)-2 現況報告の確認及び指導【市】 ※＜利用者等からの暴力行為等＞の場合のみ

市は現況報告書の内容を確認し、補助継続の検討や必要に応じて指導等を実施します。

確認項目	状況	市での確認・指導等
利用者等の暴力行為等	改善あり	暴力行為等の状況が改善され、2 人訪問の必要性が低くなったこと等が確認された場合、必要に応じて、通常のサービスに戻すか等を事業者と協議します。
	改善なし	補助を継続します。
事業所の対応等	対応あり	対応状況を確認します。
	対応なし	事業者が、継続して利用者等に介護保険に基づく 2 人訪問の同意を得る働きかけや、利用者の暴力行為等を解消するための対応を行っていない場合は、実施するよう指導します。

(6) 実績報告書提出【事業所】

姫路市へ下記書類を提出します。

- ① 補助事業実績報告書（様式第 13 号）
- ② 事業実績報告書（様式第 14 号）
- ③ 収支決算書（様式第 15 号）
- ④ 補助対象サービスに係る全ての月分の介護給付費明細書（写し）
- ⑤ 補助対象サービスに係る全てのサービス提供記録（写し）

補助対象となった訪問におけるもの全てのサービス提供記録。なお、サービス内容、2 人体制であること等が明確に記載しているもの。

(7) 実績報告書の受理と補助額の通知【市】

姫路市で実績報告書を受理、補助金額を確定し、事業所に通知します。

(8) 補助金請求書提出【事業所】

姫路市へ下記書類を提出します。

- ① 補助金交付請求書（様式第 17 号）
- ② 相手方登録書

(9) 補助金の交付【市】

補助金請求書を受理し、事業所に補助金を交付します。

3 申請期限

姫路市から事業所へ別途通知します。

4 提出先・問い合わせ先

姫路市介護保険課 庶務担当（本庁舎 2 階）

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 電話：079-221-2923

【参考】

●補助対象となる暴力行為等

暴力行為等の内容	1 迷惑行為等 (1) 迷惑行為 じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける又は居宅内外に置く等 (2) 暴言 訪問者等への悪口、侮辱 (3) 過大なクレーム どう喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム。ただし、長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。 (4) ストーカー行為 つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等 (5) セクシャルハラスメント 抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等 (6) 脅迫 殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えること、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者
----------	--

	等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等
2	暴力行為 素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等
3	器物破損行為 故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等
4	その他市長が認める行為

●補助対象とならない利用者・暴力行為等

次の利用者等の行う右に掲げる暴力行為等については、原則補助対象としません。ただし、個別の事情により、訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とします。

補助対象とならない利用者等	補助対象とならない暴力行為等
1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクC（一日中ベッドで過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する。）	1 迷惑行為（じっと見つめる等、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね等）
2 認定調査票（基本調査）中1－4（起き上がり）の項目が「できない」	2 暴力行為（弱い力で叩く等）
3 上記と同様の身体状況の者	3 脅迫（殴る、殺す等の直接的暴力に関する脅迫に限る。）
	4 その他訪問者に重大な危害を及ぼさないと考えられる暴力行為等

● 訪問看護師・介護員離職防止等対策事業の流れ ●

